



今年度 40・50・60・70歳になる人へ ぜひ歯周疾患検診を受けましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

歯周病とは

歯周病には、歯肉炎と歯周炎があります。歯に歯垢がたまり、繁殖した細菌によって歯肉が炎症を起こした状態が歯肉炎です。歯肉炎が進むと、歯と歯肉の間に隙間ができてぐらぐらしてきます。これが歯周炎です。

菊陽町歯周疾患検診

歯周病は、40歳以上の80%以上の人がかかっている、成人の歯の喪失の最大原因で、糖尿病、循環器疾患などにも影響があると言われてます。自覚症状が乏しいため知らず知らずに進行し、歯を失うおそれがあります。年に一度のかかりつけ歯科医による定期検診や、正しい歯磨きによる予防を心がけましょう。

節目の年齢に歯周疾患検診を

菊陽町では、毎年節目の年齢(40歳・50歳・60歳・70歳)の人を対象に、町内の委託歯科医療機関での「歯周疾患検診」を実施しています。「しばらく歯科医に行っていない」「かかりつけ歯科医がない」などの対象者はこの機会にぜひお受けください。

- 期間 4月中旬～12月末
- 対象者 令和3年度に
40歳(昭和56年4月2日～昭和57年4月1日生)
50歳(昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生)
60歳(昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生)
70歳(昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生)
- ※対象者には、4月中旬に個別に通知を送ります。
- 場所 町内委託歯科医療機関(要予約)
- 料金 700円
(町負担額2,966円)
- 内容 歯と歯周の検診、検診結果の説明、歯科保健指導
※歯石の除去やむし歯、歯肉炎などの治療は保険診療となり別途料金がかかります。ご了承ください。



毎年1回は口の健康チェック! 歯科口腔健診で病気予防

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

体の健康と合わせて口の中の健康を保っておかないと、口腔機能の低下と共に、歯周病や動脈硬化などの全身的な病気にかかりやすくなり、要介護状態まで進んでしまう恐れがあります。この機会に口の健康を確認し、病気予防に努めましょう。

- 期間 5月～令和4年2月末
- 場所 町内委託歯科医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者
- 内容 歯と歯周の健診
- 申込方法 ①5月～6月に健診を希望する人 健康・保険課に電話で申し込む。 ※後日受診券を送ります。
②7月以降に健診を希望する人 保険証を送付する際に対象者全員に受診券を送付します。
- 費用 400円(介護施設などの入所者は受けられません)

安心して医療を受ける

お医者さんのかかり方

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

みんなが安心して医療を受けられるように「適正な受診」について考えてみませんか。
■ かかりつけ医を見つけよう
かかりつけ医を身近に見つけ、気になることがあったら早めに相談してください。
■ 休日・夜間診療は医療費も高い
軽い症状の場合は診療時間内に受診しましょう。休日や夜間診療は医

療費も高くなります。
■ ジェネリック医薬品の活用
先発医薬品よりも費用が安く済みます。利用について医師に相談してみましよう。
■ お薬手帳の活用
薬は飲み合わせて副作用が強くなる場合があります。お薬手帳を活用し、すでに処方されている薬を伝えることが大切です。

医療機関でピロリ菌検査が受けられます

ピロリ菌(ヘリコバクター・ピロリ)は、細菌の一種で、感染していると胃がんなどの病気を発症する原因となることがあります。血液または尿の検査によりピロリ菌感染の有無を調べることができます。

- 実施期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
- 対象者 検査日時点で40歳以上の人
※ただし、次に該当する場合は対象外です。
・明らかな上部消化器症状があり、胃や十二指腸潰瘍が強く疑われる
・食道、胃、十二指腸で治療中である
・胃や十二指腸の手術歴がある
・腎不全と診断されたことがある
・過去にピロリ菌を除菌したことがある
・過去にピロリ菌検査を受けたことがある

- 自己負担額 千円
- 実施方法 血液検査または尿検査(抗体検査)
※医療機関によって実施方法が異なります。

- 申込方法 健康・保険課の窓口または電話で申し込んでください。受付後、申請書を郵送します。申請書を受け取ってから医療機関に予約をしてください。
- 町指定医療機関

河野内科クリニック	ハル内科皮フ科クリニック
菊陽あきたクリニック	東熊本第二病院
菊陽中部クリニック	本多内科胃腸科医院
熊本リハビリテーション病院	武蔵しもむら医院
仁誠会クリニック光の森	

- ※ピロリ菌に感染していた場合の除菌治療は自己負担となりますのでご注意ください。
- ※保険診療で除菌治療を行う場合は、胃カメラの検査を受ける必要があります。ご了承ください。
- 問い合わせ 健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

人間ドック費用を一部助成します

- 対象者 次の全てに当てはまる人
・申請日時点で30歳以上の人
・納期限到来分の国民健康保険税または後期高齢者保険料の滞納がない人
・人間ドック実施日まで菊陽町国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している人

- 申込方法 3月上旬に送付している総合健診の申込書に同封の申請書で申し込んでください。

※提出は、同封の返信用封筒でお願いします。

- 助成金額 健診1コースにつき2万5千円(1人1コースまで助成)
- 申し込み先 健康・保険課
- 申込期限 5月31日(月)必着
- 問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

令和3年度の後期高齢者医療保険料の額は昨年と同じです

保険料の額

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額(被保険者1人当たり)} + \text{所得割額(総所得金額等-43万円(基礎控除))} \times 9.95\%$$

年額64万円が上限

均等割額 50,600円

所得割額 (総所得金額等-43万円(基礎控除)) × 9.95%

保険料の均等割額の軽減

対象者の所得要件(総所得金額等)	均等割の軽減割合
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数 [*] -1)を超えない世帯	7割軽減
43万円+28万5千円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 [*] -1)を超えない世帯	5割軽減
43万円+52万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数 [*] -1)を超えない世帯	2割軽減

※「給与・年金所得者の数」とは、給与収入が55万円超えまたは年金収入が110万円超(65歳以上の場合、65歳未満の場合は年金収入が60万円超)の方の合計人数です。
※総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については、15万円を控除した額で判定します。

- 問い合わせ 健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912